彩の国 埼玉県

令和７年度

高等学校等就学支援金（しゅうがくしえんきん）・高校生等臨時支援金（りんじしえんきん）

７月申請のしおり

- 授業料を国が生徒に代わり負担する制度です。（返還不要）
- 要件を満たした全世帯が対象となります。（１ページ参照）

※１ 所得金額が基準額未満の場合は就学支援金が支給され、所得金額が基準額を超過した場合には、高校生等臨時支援金が支給されます。

※２ 支援金は直接支給を受けるものではありません。高校等に納入すべき授業料を、国が生徒に代わり納入するものです。

※３ 申請しない場合は、授業料を納入する必要があります。
必ず就学支援金と臨時支援金の両方を申請してください。

支給を受けるためには、必ず申請が必要です。

埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

【オンライン申請方法】

- ２ページ掲載のQRコード又はURLからアクセスしてください。
  ※ 検索エンジンでのキーワード検索からはアクセスできません。
- 申請期間：学校が指定する日までに申請をお願いします。

紙書類での申請を希望される場合は、学校の事務室で書類をお受け取りください。

1　就学支援金・臨時支援金の支給額

支給される金額は、在籍する課程により異なり、原則として授業料の金額と同額です。

課程	支給額
全日制課程	９，９００円（月額）
定時制課程（単位制による課程を除く）	２，７００円（月額）
定時制課程（単位制による課程）	１，７４０円（１単位につき）
通信制課程	３３０円（１単位につき）

※ 定時制課程（単位制による課程）及び通信制課程においては、履修単位数に応じて支援金が授業料に充てられます。就学支援金は在学期間中最大７４単位（臨時支援金は今年度中最大１８単位）まで支給を受けることができます。

※ **今回の申請で支給される就学支援金は、令和７年７月～令和８年６月分です**。（臨時支援金は令和８年３月分までとなりますので、４月分以降の手続きは改めて御案内いたします。）在学期間中継続して就学支援金の支給を受けるためには、各年度の７月以降に案内をする申請が再度必要です。（再度の申請が不要となる申請方法もあります。8 ページをご参照ください。）

2　対象となる方

次の①～③のすべての要件に該当する方が対象です。
なお、対象とならない方が申請した場合でも、ペナルティ等は発生しません。

① 生徒本人が国内に住所を有していること。
② 高等学校等を卒業又は修了していないこと。
③ 高等学校等の在学期間が通算で３６月（定時制課程・通信制課程は４８月）を超えていないこと。

上記要件に該当する方について、原則保護者（親権者）全員分の所得を確認し、就学支援金、臨時支援金のいずれかの支給が決定します。

保護者の所得が基準額未満→就学支援金の支給
〃　以上→臨時支援金の支給

※ 基準額は、保護者（親権者）の「課税標準額（課税所得額）×６％－市町村民税の調整控除の額*」が３０４，２００円。（世帯年収の目安は約９１０万円です。）

＊ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に３／４を乗じて計算する。

※ どのような世帯構成であっても、基準額となる金額（３０４，２００円）は変わりません。

3　申請方法

高等学校等就学支援金オンライン申請システム（e-Shien）にログインし、申請を行います。（**オンラインで申請すると、原則として書類の提出が不要になります**。）

○ 事前に用意するもの

・保護者等のマイナンバーカード（又はマイナンバーが記載された書類）
・ログイン ID 通知書（学校から配布されます。）

① サイトへのアクセス

以下の URL 又は右の QR コードよりアクセスします。
https://www.e-shien.mext.go.jp/
※ **検索エンジンでの検索では、直接アクセスすることができません。**

② ログイン

➢ 学校から配布されたログインIDとパスワードを入力し、ログインします。
※紛失した場合は、お通いの学校事務室まで、お問い合わせください。

＊＊　高等学校等就学支援金　ログインID通知書　＊＊＊＊＊

発行日：　令和7年4月1日
発行回数：　1

見本

ログインID（数字のみ）	1234567
パスワード（英字大文字・小文字、数字）	Abc123def

※ ログインできなくなってしまった場合はP12「よくある質問と回答」を参照してください。

e-Shien ログイン画面

◎次のページ以降、以下 a～d のパターンを参照し、申請してください。
※授業料の補助を受けたい場合は、就学支援金と臨時支援金の両方の制度を必ず御申請ください。

➢ 前回の申請結果が、
a　「認　定」だった場合 → 3 ページ「③－１継続意向登録」から入力
b　「不認定」だった場合 → 6 ページ「④－２認定申請」　から入力

➢ 過去に就学支援金を
c　申請したことがない場合　→ 5 ページ「③－２意向登録」から入力
d　「意向なし」として登録した場合 → 5 ページ「③－２意向登録」から入力

ａ　前回の申請結果が、「認定」だった場合はこちらから申請してください。

③－１　継続意向登録

○ **継続届出**

継続届出の「継続意向登録」をクリックし、就学支援金の継続申請意思の登録を行います。

○ **確認事項**

記載事項を確認し、全ての項目に☑をつけ、「入力内容確認」をクリックします。

○ **継続意向確認**

継続申請希望の有無を選択し、「入力内容確認」をクリックします。

・就学支援金の受給を継続して希望する場合、以下の項目にチェックを入れます。

・就学支援金の受給を希望しない場合、以下の項目にチェックを入れます。

○ **保護者等情報の変更について**

３つのうち①又は③のいずれかを選択してください。

・「①あります。(②以外の理由)」→課税地、収入状況提出方法等に**変更がある場合**に選択してください。（**新たに個人番号を入力させる方はこちらを選択してください。**）

・「②あります。(家計急変)」　→**選択しないでください。**

・「③ありません。」　→課税地、収入状況提出方法等に**変更がない場合**に選択してください。

○ **継続意向登録確認**

入力した内容を確認し、「本内容で登録する」をクリックします。

～「④－１保護者等情報変更届出／収入状況届出」に進んでください。～

④－１　保護者等情報変更届出／収入状況届出

就学支援金の支給を継続して希望する場合は、継続意向登録後、申請に必要な情報を登録します。「続けて保護者等情報変更届出を行う」または「続けて収入状況届出を行う」をクリックしてください。

○　生徒情報

必要事項を確認、入力し「保護者等情報入力」をクリックします。

・前回の申請時に登録した生徒情報が表示されます。

・メールアドレスに変更がある場合はここで変更してください。

○ 保護者等情報

・前回の申請時に登録した保護者等情報が登録されています。

・メールアドレス、電話番号に変更がある場合はここで変更してください。電話番号は、申請内容に不備があった場合の連絡に必要となります。

（３ページ「○　保護者等情報の変更について」で「①あります。(②以外の理由)」を選択した方）

・保護者等の変動（追加・削除）は選択しないでください。保護者等に変更がある場合は別途紙での申請が必要になりますので、お通いの学校事務室までご連絡ください。

○ 収入状況提出方法

８ページ以降の「○　収入状況提出方法」を参照し、ご入力ください。

８ページへ進んでください。

ｃ　過去に就学支援金を申請したことがない場合
ｄ　過去に就学支援金を「意向なし」として登録した場合はこちらから申請してください。

③－２　意向登録

○ 新規申請

新規申請の「意向登録」から、就学支援金の申請意思の登録を行います。

※ 過去に意向登録を意向なしとして登録された方で、「意向登録」がクリックできない方については、入力できない状態となっています。就学支援金事務局（048-711-7012）へご連絡ください。

※「登録内容確認」後にログアウトし、申請を再開する場合は、選択するボタンが異なります。 ６ページをご参照の上、「④－②認定申請」から進めてください。

○ 確認事項

記載事項を確認し、全ての項目に☑をつけ、「入力内容確認」をクリックします。

○ 意向確認

申請希望の有無を選択し、「入力内容確認」をクリックします。

・就学支援金の受給を希望する場合、以下の項目にチェックを入れます。

※ 支給の対象となるか不明な場合は、こちらを選択してください。

・就学支援金の受給を希望しない場合、以下の項目にチェックを入れます。

○ 登録内容確認

確認事項と意向確認で入力した内容を確認し、「本内容で登録する」をクリックします。

～「④－２認定申請」に進んでください。～

６ページへ進んでください。

b　前回の申請結果が、「不認定」だった場合はこちらから申請してください。

④－２　認定申請

就学支援金の支給を希望する場合は、意向登録（初めて申請をされる方のみ）後、申請に必要な情報を登録します。

「続けて受給資格認定申請を行う」をクリックし、生徒情報、学校情報及び保護者等情報の確認・入力を行います。

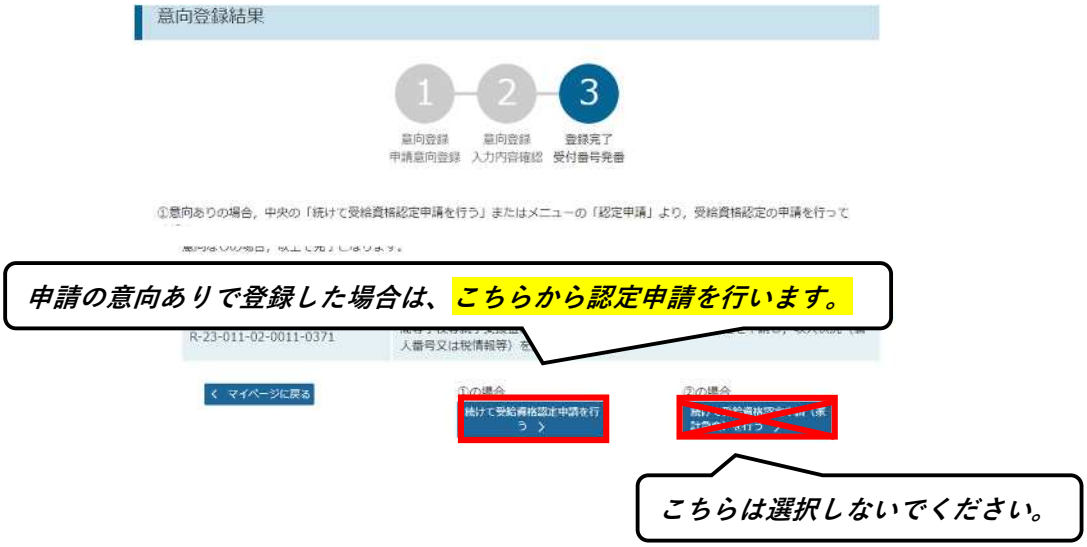

・「③－２　意向登録」後にログアウトし、申請を再開したい場合

・前回の申請結果が不認定であり、新たに申請を行う場合

ログイン後、以下のボタンから進めてください。

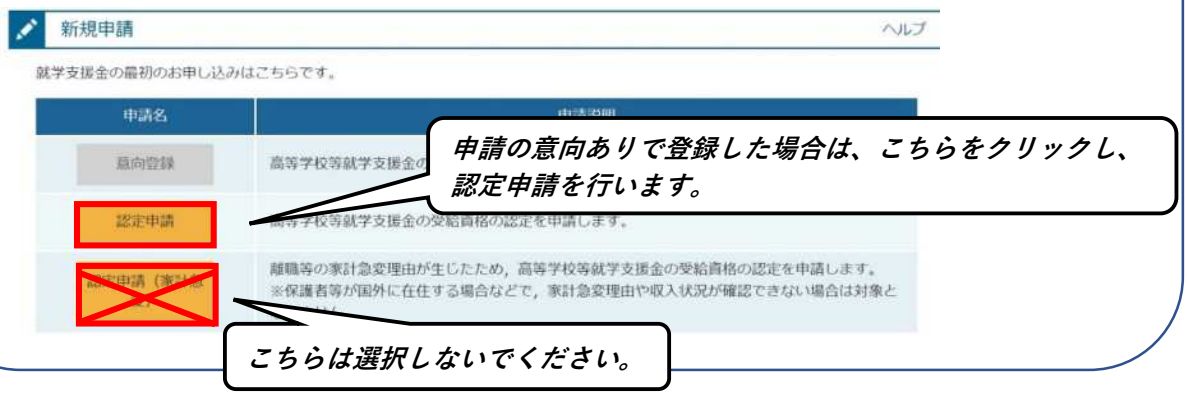

○　生徒情報

必要事項を確認、入力し「学校情報入力」をクリックします。

・氏名・ふりがな：学校で登録をしています。

・生　年　月　日：学校で仮入力を行っています。正しい情報に修正してください。

※**就学支援金の審査に必要な項目です。**誤りのないようご確認ください。

・住　　所：現住所を入力してください。

・建物名・部屋番号：入力は任意です。

・メールアドレス：入力は任意です。

○ 高等学校等の在学期間について

①「現在通っている高等学校等の在学期間について」

あらかじめ入力していますので、**入力内容の変更を行わないでください**。

②「過去に別の高等学校等に在学していた期間について」

・過去に在学した高等学校等がない場合、「保護者等情報入力」をクリックします。

・過去に在学した高等学校等がある場合は、「在学期間追加＋」をクリックします。
学校名、在籍期間等を追加で入力し、「保護者等情報入力」をクリックします。

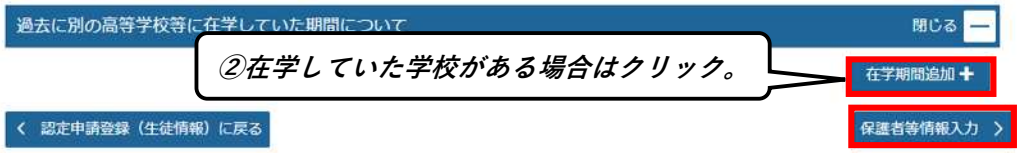

○ 収入状況（個人番号又は課税情報等）の提出が必要な保護者等について

収入状況の提出が必要な保護者等を確認するため、いくつかの質問に回答します。

原則として、**保護者（親権者）全員分（父母がいる場合は父母の両方）の収入状況の提出が必要です**。

該当する項目を選択してください。（省略している画像箇所もあります。）

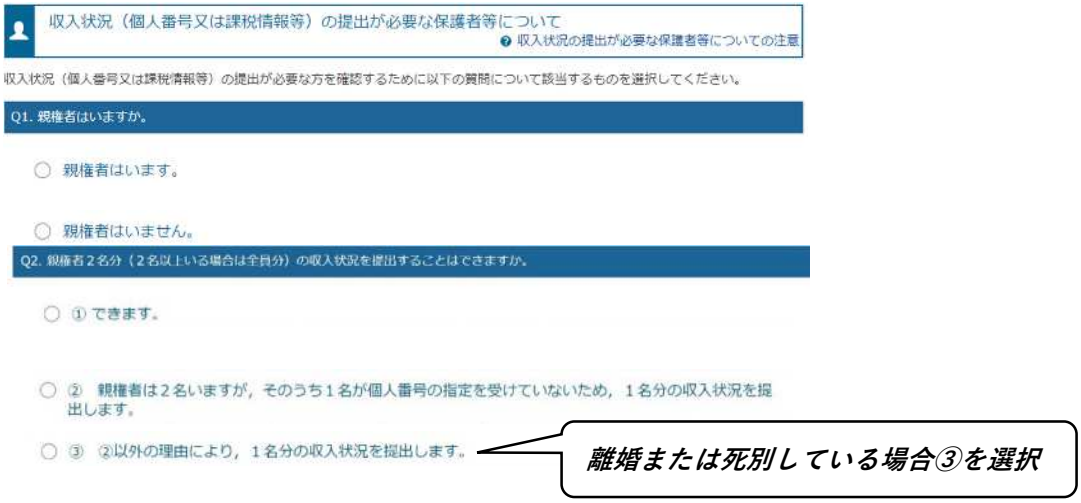

○ 保護者等情報

必須項目に加え、**保護者等の電話番号**を入力します。

電話番号は、申請内容に不備があった場合の連絡に必要となります。

8 ページへ進んでください。

○ 収入状況提出方法

•「個人番号カードを使用して自己情報を提出する」

ご自身でマイナポータルから、収入状況を取得・提出する申請方法です。

この方法で申請する場合、来年度の７月以降に改めて申請書類の提出が必要になります。（在学中、継続して申請を希望する場合、下段の「個人番号を入力する」をお勧めします。）

•「個人番号を入力する」

個人番号を入力してください。埼玉県が、収入状況を取得します。

今回の申請で受給認定された場合、来年度の７月以降、在学期間中は自動審査となり、改めて申請する必要はありません。

※マイナンバーが記載された通知カード、住民票等でも申請できます。

•「システム外で個人番号カードの写し等を提出する」

上記いずれも対応できない場合は、こちらを選択し、別途書面で個人番号カードの写しや課税証明書等を学校に提出してください。

※マイナンバーが記載された通知カード（表面もしくは裏面記載の住所や氏名に変更がない場合のみ）、住民票等でも申請できます。

収入状況提出方法

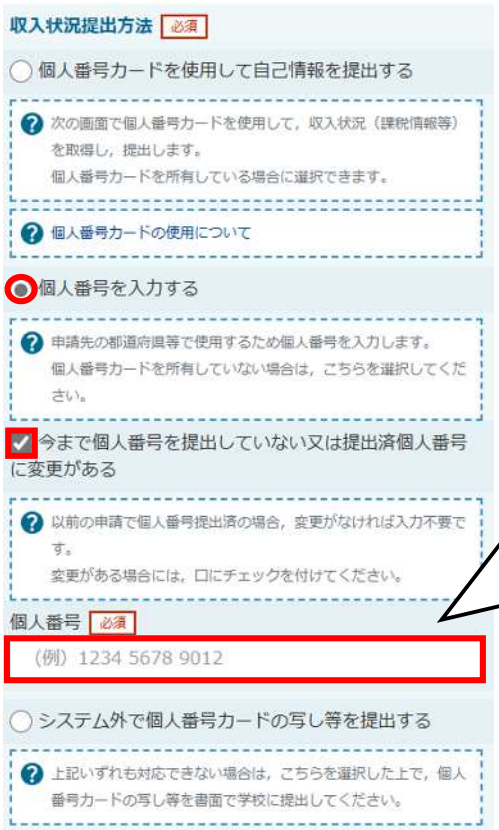

「個人番号を入力する」を選択。

「今まで個人番号を提出していない又は提出済個人番号に変更がある」にチェックを入れると、マイナンバーが入力できるようになります。

１２桁のマイナンバーを入力します。

※必ずマイナンバーを確認しながら入力してください。
入力された番号に誤りがあると、審査が大幅に遅れることがあります。

生活保護関係情報

・**受給ありの場合** … 保護者等が令和７年１月１日時点で生活保護を受給している場合は、「受給あり」にチェックを入れ、**福祉祉事務所設置自治体**画面に進んでください。

・**受給なしの場合** … 保護者等が令和７年１月１日時点で生活保護を受給していない場合は、「受給なし」にチェックを入れてください。

～「受給あり」の場合～

福祉祉事務所設置自治体

令和７年１月１日時点で居住する「都道府県」「市区町村」を選択してください。

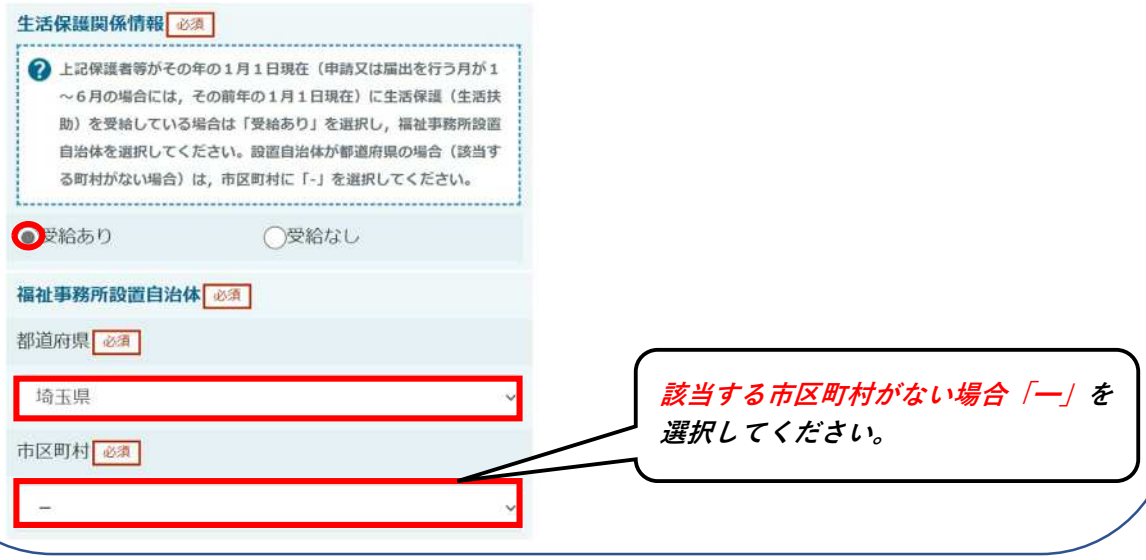

課税地情報

・令和７年１月１日時点の住所を選択し、「入力内容確認」をクリックします。
（「生活保護関係情報」で「受給あり」を選択した場合、入力はありません。）

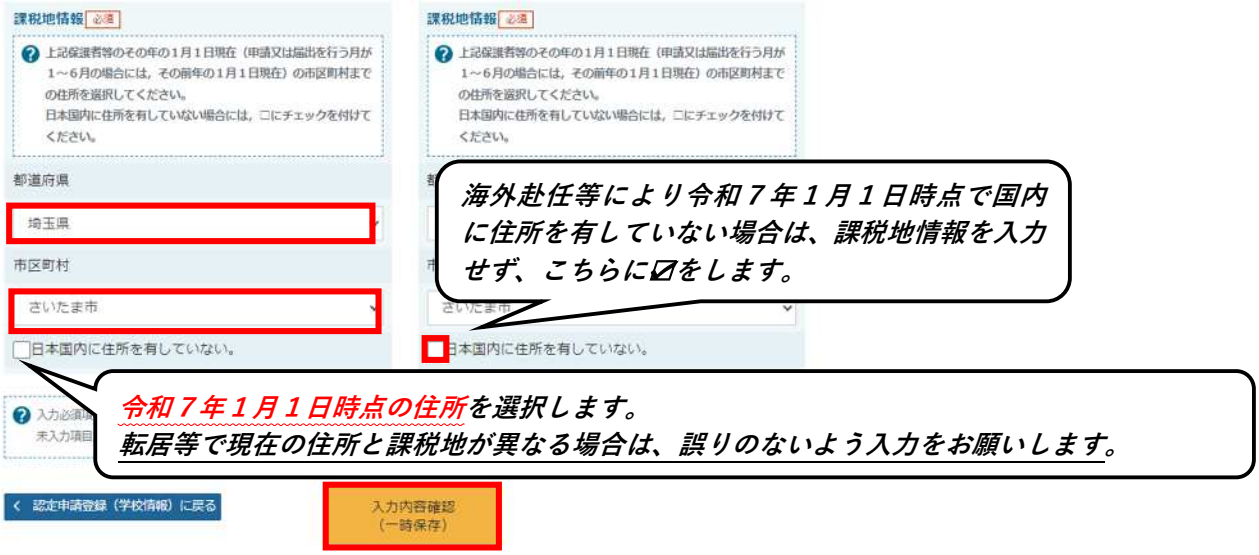

○ 確認事項

生徒情報、保護者等情報で入力した内容を確認し、全ての項目に☑をつけ、「本内容で申請する」をクリックします。

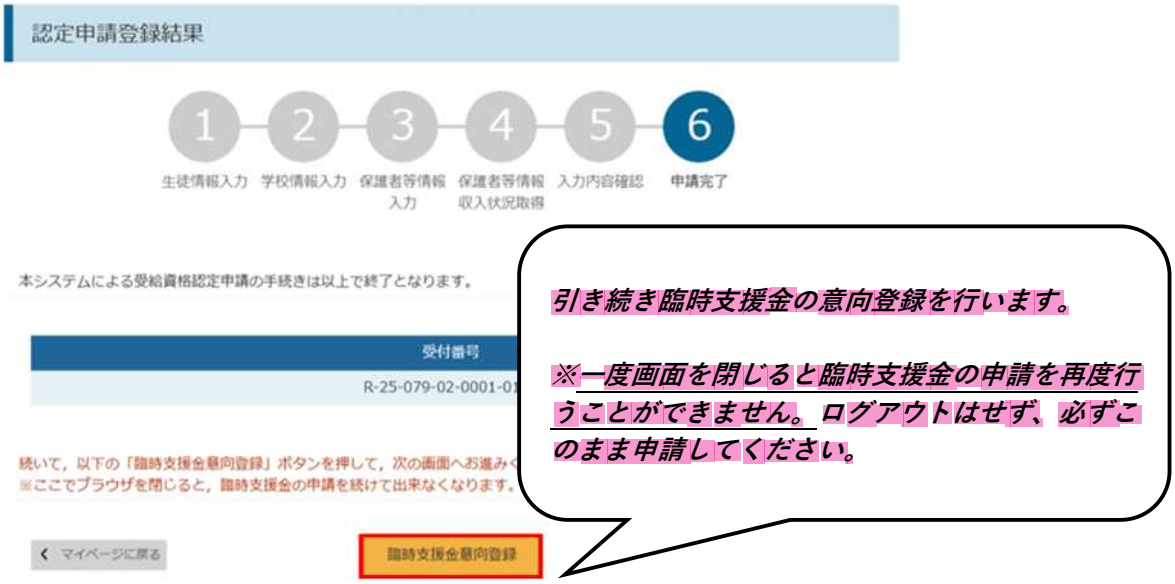

申請完了画面で受付番号が表示されていることを確認してください。引き続き臨時支援金の申請を行います。

就学支援金申請完了後に一度ログアウトすると、再度臨時支援金の申請手続きを行うことができなくなります。必ず「臨時支援金意向登録」ボタンを押して臨時支援金の申請を行ってください。

また、就学支援金の申請内容により書類の追加提出が必要となる場合があります。就学支援金事務局からの案内により必要書類の提出にご協力ください。

〈オンライン申請で誤った内容を登録した場合は〉

オンラインでの申請において、「意向登録」や「認定申請」を誤った内容で登録した場合、**ご自身で登録内容の修正や取り消しを行うことはできません。**

入力内容の修正等が必要な場合は、就学支援金事務局（048-711-7012）にご連絡ください。

１２ページへ進んでください。

臨時支援金の申請について

所得金額が基準額を超過したことにより、就学支援金を受給できない方を対象に、授業料を補助する高校生等臨時支援金制度が新設されました。臨時支援金を申請いただくことで、所得金額が基準額を超過したことにより就学支援金が不認定となった場合でも授業料の補助を受けることができます。

以下の「高校生等臨時支援金申請の意向確認」と「高校生等臨時支援金受給資格認定に係る同意事項」にチェックをしていただくことで申請いただけます。

○ 臨時支援金意向登録

いずれかに◉をします。
「①を選択」→「高校生等臨時支援金受給資格認定に係る同意事項」を入力します。

「②を選択」→登録内容確認ボタンをクリックします。

※臨時支援金を申請されない場合は、就学支援金の審査結果によっては、授業料を納入する必要があります。支援を受ける場合は、必ず①を選択してください。

（「高校生等臨時支援金申請の意向確認」で①を選択した場合）

御確認の上、３点☑をします。☑後、登録内容確認ボタンをクリックします。

○ 登録内容確認

入力した内容を確認し、「本内容で登録する」をクリックします。
「臨時支援金登録結果」が表示されれば、申請は完了です。

4　よくある質問と回答

質問①　マイナンバーカードがありません。オンライン申請をすることはできますか？

○ マイナンバーカードをお持ちでない場合、マイナンバーが記載された「通知カード」や「住民票」等でオンライン申請することができます。

○ 市町村が発行する課税証明書は、申請をすることはできますが、オンラインでの申請はできません。学校の事務室から申請書類を受けとり、指定する日までに学校に提出してください。

　なお、令和７年度（令和６年分）課税証明書又は納税通知書*をあわせて提出する必要があります。

＊ **勤務先から配布される「源泉徴収票」や「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」では申請できません**。

質問②　申請をするうえで、気を付けることはありますか？

○ 以下の場合は保護者等の税額を確認できません。

➢ マイナンバーを提出した場合でも、以下に該当する場合は、保護者等の税額を確認することができず、審査が大幅に遅れることがあります。

① 住民税の申告（令和６年１月～１２月分）をしていない場合

　→ 保護者全員分の税申告が必要です。（生活保護受給の場合を除く。）

② 課税地（令和７年１月１日時点の住所）の申請内容に誤りがある場合

質問③　e-Shien にログインできなくなってしまった場合はどうすればいいですか？

○ ログインを５回失敗すると、アカウントがロックされ、ログイン操作ができなくなります。

ロックされた場合は、ロックを解除しますので、就学支援金事務局（048-711-7012）へご連絡ください。

○ ログイン ID やパスワードが分からなくなった場合は、学校へお問い合わせください。

質問④　審査の結果はいつ分かりますか？

○ 就学支援金の審査結果は、一番早い場合で、１０月中旬以降に学校を通じて送付する予定です。また、臨時支援金の審査結果は、一番早い場合で、１１月下旬以降に学校を通じて送付する予定です。なお、審査状況や審査結果をオンラインでも確認することができます。（e-Shien へのログインが必要です。）

○ 審査においては、申請者様一人ひとり所得要件を確認するため、人によって審査結果の送付時期が異なります。

○ また、以下に該当する場合、申請内容の追加確認や書類の追加提出が必要となることがあるため、審査に時間を要し、結果通知の送付が遅れる可能性があります。

・申請に必要な情報の未記載や誤り等、申請内容に不備があった場合
・過去に別の高等学校等に在籍しており、在籍状況の確認等が必要となる場合
・マイナンバーで税額を確認できなかった場合
・その他、審査に当たり疑義が生じた場合

質問⑤　公立高校の授業料は無償ではないのですか？

○ 授業料無償の対象となるためには、まずは高等学校等就学支援金の申請が必要です。また、本制度は所得制限があります。（世帯年収目安約９１０万円）

○ 所得基準を超過したことにより就学支援金を受給できない方を対象に、高校生等臨時支援金制度がございます。所得金額が基準額未満の場合には就学支援金が支給され、所得金額が基準額を超過した場合には、高校生等臨時支援金が支給され、納入すべき授業料を国が生徒に代わり負担します。（授業料が無償となります。）
授業料が無償になるには、必ず就学支援金と臨時支援金の両方を申請する必要があります。詳しくは１２ページをご覧ください。

〈マイナンバーの利用目的〉

マイナンバー（個人番号）は、高等学校等就学支援金の審査に必要となる課税標準額（課税所得額）及び市町村民税の調整控除の額の確認に使用します。

その他、以下の制度の申請をする場合は、その審査にマイナンバーを使用します。

・埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免制度
・埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金制度
・高等学校学び直し支援金制度
・高等学校専攻科修学支援金制度

マイナンバーPR キャラクター
「マイナちゃん」

お問い合わせ

高等学校等就学支援金制度及び高校生等臨時支援金制度の概要及び申請方法に関するよくあるお問い合わせは、本しおりや埼玉県のホームページに掲載しています。

以上の内容をご確認いただいた上で問題が解決しない場合は、下記のお問い合わせ先に直接お問い合わせください。

埼玉県ホームページはこちら

以下のいずれかへお問い合わせください。

① **生徒が通う学校の事務室**

② **埼玉県高等学校等修学支援制度事務局**

問い合わせ先：電話　048-711-7012　FAX　048-833-0497

住所　〒330-9301　さいたま市浦和区高砂３－15－1

受　付　時　間：8 時 30 分から 17 時 00 分まで（土日祝日、年末年始を除く。）

※3 月、4 月、7 月、9 月、11 月、1 月は、
8 時 30 分から 18 時 45 分まで（土日祝日、年末年始を除く。）

埼玉県　就学支援金　国公立　　検索